



Labour Update

労組周辺動向 No. 151



2022 - 10 - 28

1. 法・政策

(1) 家政婦など「家事使用人」の働き方、実態調査へ…労働時間の上限規制なく過労の懸念も

加藤厚生労働相は14日の閣議後記者会見で、家政婦などの「家事使用人」の労働状況について実態調査を行う方針を表明した。

個人宅に直接雇われた家政婦などは労働基準法の適用対象外で労働時間の上限規制といった法的保護がなく、過労などの懸念が指摘されていた。加藤氏は記者会見で、「家事使用人の労働状況については、厚労省としても長らく調査しておらず、まずは実態を把握することが必要だ」と述べた。

調査は10月下旬にも開始する見込みで、厚労省は結果を踏まえ、労基法改正も視野に検討を始める方針。

(2) 国民年金、納付45年へ延長検討 受給水準の低下食い止め

政府は国民年金（基礎年金）の保険料納付期間を現行の20歳以上60歳未満の40年間から延長し、65歳までの45年間とする検討に入った。自営業者や、60歳以降は働かない元会社員らは負担が増す。企業の雇用延長などで65歳まで働く人は現在も保険料を払っており負担は変わらない。今後の高齢者急増と、社会保障制度の支え手である現役世代の減少を受け、受給水準の低下を少しでも食い止めるため財源を補うのが狙い。

社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）が月内に議論に着手。政府は2024年に結論を出し、25年の通常国会に改正法案提出を目指す。

(3) ハローワーク 失業給付受け取るための面談 オンライン化へ

仕事を失った人が失業給付を受け取るために必要となるハローワークでの面談について、国はオンライン化を進めていくことになった。

まずは来年4月までに、離島の失業者を対象にオンラインでの面談を始め、本人確認が問題なくできるかや、就労の意思のやり取りに課題がないかなどを検証することになっている。

(4) 「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」 2022年4月16日 第52回労働政策審議会雇用環境・均等分科会

<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000990642.pdf>

(5) 家「中小企業の事業主の皆さまへ：2023年4月1日から、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>

(6) デジタル賃金、来年4月解禁 100万円まで、省令改正了承

「ペイペイ」や「楽天ペイ」といったスマートフォンの決済アプリなどを使い、賃金をデジタルマネーで支払う制度の解禁に向け、厚生労働省は26日の審議会で、関連する省令の改正案を了承した。改正省令は2023年4月に施行され、事業者を審査した後、実際の運用が始まる見通しだ。賃金の支払先となるアプリの口座残高は上限100万円、労働者はそのまま買い物や家族への送金に利用できるようになる。

「資金移動業者の口座への賃金支払について」 2022年10月26日 厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001005118.pdf>

(7) 国民年金の保険料納付「64歳まで」5年延長へ 国が本格検討を開始

国民年金（基礎年金）の保険料を支払う期間について、厚生労働省は現在の40年間（20歳以上60歳未満）から5年延長し、64歳までの45年間とする方向で本格的な検討に入った。想定以上のスピードで少子化が進んでおり、将来受け取る年金の水準が下がるのを防ぐねらいがある。今月から制度の見直しに向けた議論が始まり、2025年の法改正をめざす。

公的年金は2階建てで、国民年金は「1階部分」にあたる。国内に住む20～59歳のすべての人が加入し、原則40年間、保険料を支払う。会社員や公務員はこれに加えて「2階部分」の厚生年金に加入し、受け取る額も上乗せされる。

国民年金の保険料は現在、月1万6590円。40年間支払うと月約6万5千円の基礎年金を受け取る。納付期間が5年延びると、国民年金だけに入る自営業者や短時間労働者、無職の人などは保険料負担が増える。ただその分、将来受け取る年金額も増加する。厚生年金は原則70歳未満であれば保険

料を支払うため、60歳以降も働く会社員などは今回の見直しによって追加の負担は生じない。

2. 法違反・闘い

(1) 違法な長時間労働・不当に安い残業代…愛媛の縫製会社、ベトナム人実習生に1760万円未払いか

愛媛県西予市の縫製会社で働くベトナム人の技能実習生11人が、違法な長時間労働を強いられ、残業代を不当に安く抑えられていた疑いがあるとして、八幡浜労働基準監督署（愛媛県八幡浜市）が労働基準法違反で調査していることがわかった。実習生側は、違法労働は3～4年にわたり、未払い残業代は総額約1760万円に上ると訴えている。

(2) 暴徒化も…フランスで大規模デモ 賃金引き上げなど求める

世界的に物価が高騰する中、フランスで、賃金引き上げなどを求める大規模なデモが起き、一部では参加者が暴徒化する騒ぎとなった。

デモは18日、フランス全土で行われ、公共交通機関やエネルギー関連企業などの組合労働者が賃上げなどを求めた。

フランスでは、バスや地下鉄などのストライキが続いているほか、大手製油所の長期ストでガソリンが不足するなど混乱が続いている。

(3) “未払い残業代200万円超”の私立高に労基署が是正勧告。「長時間労働が当たり前という意識が蔓延」と現職教員

東洋大学附属牛久中学・高校（茨城県牛久市）が30代の男性教員に違法な時間外労働をさせた上、残業代の多くを支払っていなかったとして、龍ヶ崎労基署（同県龍ヶ崎市）から是正勧告を受けたことがわかった。勧告は9月22日付け。

男性教員が加入する労働組合「私学教員ユニオン」（東京都世田谷区）によると、男性教員は2016年から正規の高校教員として同校に勤務。運動部の顧問としての指導や授業準備、そのほかの校務などで、残業が最長94時間に上った月もあったという。同校の残業時間の上限は、36協定で月19時間と定められている。

同校は残業代として、月に約3万円の手当を支給していた。ただ、労組が男性教員の勤怠記録を元に算出した未払いの残業代は、2020年4月からの約2年間で200万円以上に上ったという。

(4) 日本郵便に労基署是正勧告、大阪 30代部長に残業代未払い

大阪市内の郵便局で部長職だった30代の男性が、肩書だけで権限のない「名ばかり管理職」だったとして、天満労働基準監督署（大阪市）が日本郵便に対し、未払いの残業代を支払うよう是正勧告していたことが分かった。残業代は計約220万円に上るという。

(5) 労災申請書渡されず、男性自殺 職員「ハードル高い」繰り返す 国に賠償請求、提訴

職場で横領を疑われて解雇され、うつ病の症状が出たとして労災申請を希望した男性に、鹿沼労働基準監督署（栃木県鹿沼市）が申請書を渡さなかったことがわかった。男性は3カ月後に自殺。遺族は、労基署職員が男性に「（認定は）ハードルが高い」と繰り返したことなどが労基署に求められる注意義務に違反したとして、国に330万円の損害賠償を求めて東京地裁に11日付で提訴した。

遺族は男性の死後、改めて労災を申請。1年後に労災が認められた。

(6) 変形労働時間制は「無効」 マクドナルド訴訟、名古屋地裁判決

日本マクドナルド元社員の男性が、成績不振の従業員に対する業績改善計画で達成困難な目標を課され退職を強要されたとして、同社に解雇無効や慰謝料などを求めた訴訟の判決で、名古屋地裁は26日、未払い賃金約61万円の支払いを同社に命じた。解雇無効などの請求は棄却したが、全国の店舗社員に適用されている「変形労働時間制」を無効と判断した。

(7) 最低賃金、非正規労組団体が再改定を要望 「物価上昇に追いつかず」

非正規労働者らが加盟する労働組合でつくる団体が、2022年度の最低賃金（最賃）の再改定を求めて厚生労働省に要望書を提出した。改定された最賃が10月に発効したばかりだが、「食料品などの激しい物価上昇に賃金が追いついていない」などと訴えている。

24日に要望したのは、下町ユニオンや全国一般全国協議会、生協労連、郵政ユニオンなど個人加盟の非正規労働者らの多い労組でつくる「最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会」のメンバー。

3. 情勢・統計

(1) 来年の春闘賃上げ「5%程度」目標へ 連合、物価上昇で引き上げ

った。過去7年は「4%程度」としてきたが、物価高で家計の負担が増していることを踏まえた。ただ、実際の賃上げ率は2%前後に低迷しており、目標の水準にどこまで近づけられるかが焦点だ。

(2) 9月消費者物価3.0%上昇 31年ぶり3%台、円安響く

総務省が21日発表した9月の消費者物価指数（CPI、2020年=100）は変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が102.9となり、前年同月比で3.0%上昇した。消費増税の影響を除くと1991年8月（3.0%）以来、31年1カ月ぶりの上昇率となった。円安や資源高の影響で、食料品やエネルギーといった生活に欠かせない品目の値上がりが続く。

QUICKが事前にまとめた市場予想の中央値（3.0%）と同じだった。上昇は13カ月連続。調査対象の522品目のうち、前年同月に比べて上昇した品目は385、変化なしは46、低下は91だった。上昇品目数は8月の372から増加した。

生鮮食品を含む総合指数は前年同月比3.0%の上昇で、8月と同水準の伸びだった。生鮮食品とエネルギーを除く総合指数は1.8%上がった。

生鮮食品を除く食料は前年同月に比べて4.6%上昇した。食料全体では4.2%上がった。食パンが14.6%、チョコレートが8.6%それぞれ上昇した。ロシアによるウクライナ侵攻以降、輸送ルートを変えたサケは26.8%上がった。円安による輸入コストもかさんでいる。

円安や原材料高といった影響は外食にも波及し、ハンバーガーは11.2%上がった。生鮮魚介の値上がりで、すしも9.4%上昇した。

エネルギー関連は16.9%上がり、8月と同水準の伸びだった。電気代が21.5%、都市ガスが25.5%ともに上昇した。灯油は8月の18.0%を上回る18.4%の上昇率だった。ガソリンも7.0%上昇と、8月の6.9%をわずかに上回った。

家庭用耐久財は11.3%上昇した。8月の6.3%から伸びが加速し、1975年3月（12.8%）以来、47年6カ月ぶりの上昇率だった。メーカーによる製品のリニューアルで、ルームエアコン（14.4%）などが値上がりした。宿泊料は6.6%上昇し、8月（2.9%）の伸びを上回った。

生鮮食品を含む総合指数で比較すると、他の主要国は日本と比べて高い上昇を続けている。米国は9月に前年同月比で8.2%上がった。8月（8.3%）から低下したものの、高水準の上昇が続く。ユーロ圏は9.9%上がり、9.1%だった8月からインフレが加速した。英国は10.1%上昇で、8月（9.9%）を上回った。

日本経済研究センターが11日にまとめた民間エコノミスト36人の予測平均は、消費者物価指数の上昇率が四半期ベースの前年同期比で2022年10～12月期が2.84%と見込む。23年1～3月期は2.47%と2%台の上昇が続く、同4～6月期に1%台の上昇になるとみている。

「2020年基準 消費者物価指数 全国 2022年(令和4年)9月分」 2022年4月21日 総務省
<https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/pdf/zenkoku.pdf>